

# 仕 様 書

- 1 本仕様書は、東区内道路及び法面除草業務（その2）に適用するものである。
  - 2 施工箇所及び施工数量は、別添のとおりとする。
  - 3 施工時期については、次のとおりとする。
    - ・道路除草： 7月13日より着手し、 8月 7日までに完了すること。
    - ・法面除草： 9月14日より着手し、10月 9日までに完了すること。
- ※ただし、地元要望等がある場合は、監督員より別途施工時期について指示を行う場合があるので、適宜対応すること。
- 4 業務着手時には、現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を速やかに提出すること。
  - 5 除草は、繁茂している草等（草及び枯草をいう。以下同じ）を草刈機、その他の器具を用いて根元より 30mm 以下に刈り取るものとする。これにより難しい場合は本市と協議し、その結果に従って行うこと。また、道路附属物や樹木等に絡みついた草等についても、丁寧に取り除くこと。
  - 6 路面への草等の飛散防止に努めるものとし、一般交通に支障を及ぼさないよう十分に注意すること。（誘導員を配置する場合：交通誘導員は1日あたり1名配置すること。）
  - 7 作業中、既存の道路附属物等を破損させることのないよう十分に注意すること。また、万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
  - 8 作業後、刈り取った草等を交通に支障のないように、道路側溝内等に落とした草等を含め、速やかに処理すること。
  - 9 刈り取った草等の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
  - 10 作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
  - 11 業務完了時には、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
  - 12 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出处分状況についても写真を提出すること。
  - 13 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。



道路及び法面除草内訳表(その2)

8年度

番号	路線名	場所	道 路					長大法面					備 考
			延長 (m)	幅	回数	面積 (㎡)	延面積 (㎡)	延長 (m)	幅	回数	面積 (㎡)	延面積 (㎡)	
108	東1区82号線	上温品二丁目						40	3.50	1	140.0	140	
109	広島中島線	馬木一丁目						30	3.50	1	105.0	105	
110	東1区530号線	福田町						54	4.00	1	216.0	216	
111	東1区303号線	福田八丁目						42	2.00	1	84.0	84	
113	東一区1号線	温品四丁目						40	3.50	1	140.0	140	
114	東1区462号線	福田一丁目						80	4.00	1	320.0	320	
119	東1区462号線	馬木六丁目						48	3.00	1	144.0	144	
121	東1区135号線	上温品一丁目						190	2.00	1	380.0	380	
小 計							0						1,529
合 計							15,377						19,643
安全費対象数量							15,377						

21,990

2,964



## 積算参考資料

業務名 : 東区内道路及び法面除草業務 (その2)

(注) (この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、委託契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。)

提示項目	提示事項
安全対策関係	交通誘導員は「交通誘導員 (B) (交代要員なし)」を延べ20人見込んでいる。
特殊代価表	別紙資料のとおり
諸経費関係	別紙資料のとおり

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 J01=有り, J02=ガンフトラック(フロント・ティール・2t積級), J03=11.5km以下, J05=全て計上	1,000	m2			
処分費	0.269	t			T
(内数) 処分費					
合 計					
	1	m2			円/m2
(内数) 処分費					





